

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護^{せいかつ ほ ご}について説明^{せつめい}したものです。

生活保護^{せいかつ ほ ご}を必要^{ひつよう}とする可能性^{かのうせい}は、どなたにもあることです。

わからないことや相談^{そうだん}のある方は、遠慮^{えんりょ}なくお問い合わせ^{とあ}ください。

茅野市福祉事務所^{ちのしふくしじむしょ}（茅野市役所社会福祉課内^{ちのしやくしよしゃかいふくしかない}）

でんわ
電話0266-72-2101（代表^{だいひょう}）

ないせん
内線317・318

はじめに

私たちは、病気やけが、失業などいろいろな事情で、生活のやりくりができなくなってしまうことがあります。このようなとき、その状況や程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、国の決めた基準に基づいて生活費や医療費などを援助し、再びご自分の力で、または他の方法で生活できるようになるまで援助する制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。遠慮なくご相談ください。

福祉事務所では、お聞きした内容についての秘密を守ります。



生活保護を利用するには

生活保護は次のものを活用してもなお、生活に困る場合に利用できます。

- 働くことが可能な方は、能力に応じて働いてください。
ただし、病気や障害などの理由で働けない方は、治療を優先します。
- 利用できる資産（預貯金や生命保険の解約、処分価値が大きい不動産、貴金属、自動車、オートバイ（総排気量125CCを超えるもの）がある場合、まずは処分して生活のために活用してください。

※ただし、個別の事情によっては保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

▶資産の保有の条件

土地・家屋	処分価値が小さい、居住用であるなどの場合は、保有を認められることがあります。
自動車 オートバイ （125CCを超えるもの）	障害のある方または公共交通機関の利用が著しく困難であるなど通院・通勤に特別な事情がある場合や早期の自立が見込まれる場合には、例外的に保有が認められることがあります。原則として、通院・通勤以外の日常生活の便利に使用することは認められません。
オートバイ （125CC以下）	また、他人名義の自動車（レンタカー含む）やオートバイを使用することもできません。 総排気量125CC以下のオートバイ及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な用途などを確認したうえで保有が認められる場合があります。
生命保険	保険金額、保険料及び解約返戻金が少額であるなどの場合は、条件を付して保有を認められることがあります。

詳しくは、地区担当員にご確認ください。

- 3 生活保護以外の制度が活用できる方は、それらを優先してください。
 (各種年金、各種手当、医療助成、雇用保険、傷病手当など)
- 4 親子、兄弟姉妹などの扶養義務者に困っていることを相談し、援助を受けることができる
 ときはそれを優先してください。なお、扶養義務者がいるからといって生活保護を受給で
 きないということはありません。また、「扶養が期待できる」と判断した親族に照会を行
 いますが、DV(家庭内暴力)や虐待、親族関係に特別な事情がある場合は配慮します
 ので、事前にご相談ください。



生活保護利用までの流れ

生活保護の相談・申請ではお話を伺う時間や制度の説明をする時間をいただきますの
 で、時間に余裕をもってお越しください。みなさんの問題解決のため、お手伝いします。

相談



現在のお困りごとや生活の状況をお聞きしたり、生活保護制度や生活保護以外に
 活用できる制度について説明します。
 相談は来所だけでなく、電話での相談も受け付けています。
 相談内容や個人の秘密は堅く守ります。安心してお話しください。

申請



生活保護の申請を希望される場合は、申請書類を提出してください。
 申請は、原則として本人か同居の親族または扶養義務者です。
 ただし、緊急の状態があるときには、福祉事務所長の判断で保護を行う場合が
 あります。

調査
審査



生活保護の申請後、家庭訪問や生活保護受給要件の確認、調査を行
 い、生活保護が利用できるかどうかを福祉事務所内で審査します。

決定

審査の結果(保護の決定)については、申請のあった日から14日以内(調査など
 に時間を要した場合には最長で30日以内)に決定し、文書で通知します。

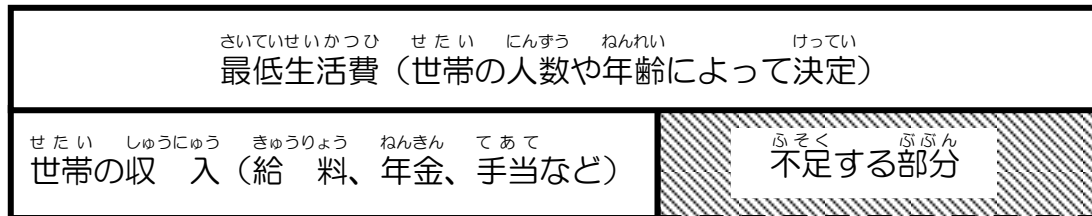
※福祉事務所が決定した内容に不服のある場合は、通知を知った日の翌日から3か月以内に
 長野県知事に対し不服申し立てを行うことができます。

※暴力団員は、保護の要件を満たさないため、生活保護は受けられません。

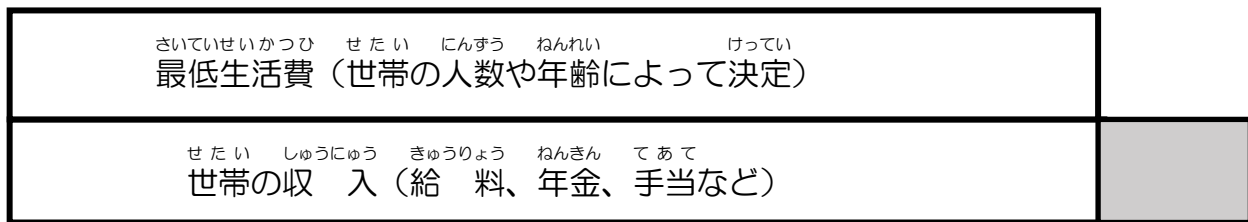
生活保護のしくみ

いっしょに生活しているすべての方を一つの世帯として、世帯の「最低生活費」と「全ての収入」を比べて生活保護を決定します。

住民票や戸籍が別であっても、いっしょに生活をしていれば一つの世帯であると判断されます。



不足する部分を保護費として支給



収入が最低生活費を上回る場合、生活保護の利用はできません。

世帯全体の収入が、最低生活費よりも不足する部分を保護費として支給します。世帯全体の収入が、最低生活費よりも多いときは生活保護の利用はできません。

最低生活費とは、それぞれの世帯の状況に応じて、国が決めている保護基準をもとに計算されます。

収入とは、あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当、親族からの援助など、世帯の収入を全て計算したものです。

★届出を適正に行えば、次のような取扱いが受けられます。

- 働いて得た収入に対しては、収入から一定の控除（額に応じて決められた金額を差し引いて計算する）が認められます。
- 高校生のアルバイト収入については、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校への進学費用など自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いができます。



▶保護費の種類

生活保護は以下の8種類の扶助があり、必要な扶助が受けられます。

生活扶助	食費、衣料費、光熱水費などの日常生活に必要な費用 特別な需要がある世帯には、母子加算、障害者加算、児童養育加算などが支給されます。
住宅扶助	家賃、地代など住居に関する費用 (共益費や管理費は対象になりません)
教育扶助	義務教育に必要な学用品代、給食費、教材費などの費用
医療扶助	病気やけがの治療やお薬の処方にかかる費用
介護扶助	介護保険サービスを受けるための費用
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	高等学校や高等専門学校などの就学費用や就労のために技術や資格を身につけるための費用
葬祭扶助	葬儀に必要な費用

臨時的に費用が必要になった場合、一時扶助費が支給されます。

必要となったときはすぐに福祉事務所に相談してください。

いちじふじょ れい 一時扶助の例

被服費	布団、被服、新生児被服、入院時の寝巻、常時失禁状態にある患者などが必要とする紙おむつなど
移送費	通院時に必要な交通費や転居に伴う家財道具の運搬費
治療材料費	メガネやコルセット、歩行補助杖など
家具什器費	保護開始時などに必要な炊事用具、食器などがない場合
住宅維持費	居住する家屋の修理や補修に必要な費用
転居費用	転居に必要な敷金などの費用
入学準備金	小・中学校に入学する際に必要な費用
高等学校等就学費	高等学校の就学に必要な費用 (教材費、授業料、通学交通費など)
就職支度費	就職のために必要とする衣類、履物など

※各扶助にはそれぞれの基準(限度額)や決まりがあります。



保護費は目的のとおり使用してください。

住宅扶助(家賃など)や教育扶助(給食費など)などは、それぞれの支払いに充てるとを目的として支給しますので、ほかの用途に充てるとは認められません。

けんり きむ 権利と義務

けんり 《権利》

せいかつ ほ ご りよう かた つぎ けんり ほしょう
生活保護を利用する方には、次の権利が保障されています。

- 1 せいとう りよう ほ ご ひ へ せいかつ ほ ご りよう
正当な理由なく、保護費を減らされたり、生活保護が利用できなくなることはありません。
- 2 せいかつ ほ ご ほう しきゅう たい ぜいきん さ おさ
生活保護法により支給されたものに対して、税金がかけられたり、差し押えられたりすることはありません。
- 3 せいかつ ほ ご けつていないよう ふふく ばあい けつてい し ひ よくじつ げつていない
生活保護の決定内容に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に、
ながのけん ち じ たい しん さ せい きゅう
長野県知事に対して審査請求をすることができます。

ぎ む 《義務》

せいかつ ほ ご りようちゅう つぎ まち
生活保護の利用中は、次のことを守ってください。

- 1 せいかつ こうじょう む どりよく
生活向上に向けた努力をする
 - はたら ことができる方は、かた のうりよく おう はたら しゅうにゅう え つと
働くことができる方は、能力にに応じて働いて収入を得ることができるよう努めてください。
 - びょうき やけがで はたら できない方は びょういん じゅしん ちりよう せんねん
病気やけがで働くことができない方は病院を受診し、治療に専念してください。
 - せいかつ じょうきょう けんこう じょうきょう はあく ちく だんとういん ていきてき かていほうもん おこな こま
生活状況や健康状況を把握するために地区担当員が定期的に家庭訪問を行います。困
っていることや心配なことがあったら相談してください。また、生活の維持向上のため
に必要となきには、しじ しどう おこな
指示・指導を行うことがありますので、その指示・指導を守ってください。
 - せいとう りよう しじ しどう まち
正当な理由がなく、指示・指導を守れないときには、ほ ご へんこう ていし はいし
保護の変更や停止、廃止をすることがあります。
 - せいかつ ほ ご う けんり たにん ゆず わた
生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

- 2 ほ ご ひ せいかく けつてい かなら とどけで
保護費を正確に決定するため、必ず届出をしてください。

しゅうにゅう ▶ 収入について

きんがく せたいぜんいん しゅうにゅうきんがく しよるい そ とどけで
金額にかかわらず世帯全員の収入金額がわかる書類を添えて、届出をしてください。

① はたら しゅうにゅう え 働いて収入を得たとき

- きゅうりよう しょうよ めいさいしよ てん ぶ まいつきとどけで
給料、賞与など明細書を添付して毎月届出をしてください。
- こうこうせい しゅうにゅう とどけで ひつよう
高校生のアルバイト収入も届出が必要です。

② しごと以外の収入を得たとき

- ねんきん かくしゅてあて こようほけん じゅきゅう きんがく か
年金や各種手当、雇用保険などを受給するようになったときや金額が変わったとき、
しおく よういくひ そうぞく しゅうにゅう
仕送りや養育費、相続などの収入があったとき。

③ りんじてき しゅうにゅう 臨時的な収入があったとき

せいめいほけん きゅうふきん かいやくへんれいきんふく さいむせいり かばら きん こうつう じ こ いしやりよう ほしょう
生命保険などの給付金(解約返戻金含む)、債務整理の過払い金、交通事故の慰謝料、保証
金、フリマアプリ、インターネット配信を通じて収入を得た場合やキャッシング、カ
ードローンを含む借金、ふく しゃっきん たから けいば どうせんきん がいこくかわせとりひき かそうつうかとりひき
宝くじや競馬などの当選金、外国為替取引や仮想通貨取引に
りえき しんこくたいしやう
よる利益も申告対象です。

▶ 世帯構成などに変化があったとき

- ・ 転入や転出、出生、死亡など世帯の人数が変わるとき

▶ 生活状況について変化があったとき

- ・ 入学、退学、休学、卒業、入院、退院、事故、結婚、妊娠、離婚など
- ・ 住所が変わるとき（転居については必ず事前に相談してください。）
- ・ 長期間自宅を留守にするとき
- ・ 家賃・地代などが変わるとき
- ・ 就職や離職するとき
- ・ 勤め先から健康保険証をもらった、返した、内容の変更があったとき
- ・ ほかの制度（障害者手帳、自立支援医療、指定難病特定受給者証）など新たに取得したときや内容が変更になったとき

▶ 資産の申告について

- ・ 自動車、不動産、相続財産など資産を得たときや処分したときなど、資産状況に変化があったときはすみやかに届出が必要です。
- ※資産の有無にかかわらず少なくとも年1回の申告が必要です。

生活保護費の返還について

生活保護費の返還を求められた場合、すみやかに返還をしてください。

① 活用できる資産がありながら生活保護を受けた場合

さし迫った事情のため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、支給された生活保護費（医療費なども含む）をすみやかに返還しなければなりません。

② 不正受給の費用徴収

生活保護申請、届出や申告の内容に偽りがあった場合など、不正に保護を受けたときには、保護費を返還しなければなりません。また、返還額が加算されたり、法律によって罰せられることがあります。

③ 病院への入院や施設への入所により生活状況が変わったとき

④ 保護費の支給後に、収入が増えたことがわかったとき

いりょうきかん じゅしん 医療機関を受診するとき



生活保護が開始されると、国民健康保険証や後期高齢者医療保険証は使えなくなりますので、市役所に返還してもらいます。そのため、生活保護法で指定されている医療機関を受診していただくことになります。

受診の際には、医療機関に医療券もしくはマイナンバーカードの提示が、薬が処方される場合も調剤券もしくはマイナンバーカードの提示が必要となりますので、受診前に地区担当員へ連絡をしてください。

(社会保険に加入している方は、これまでどおり健康保険証を使用しますので、福祉事務所へ届出てください。また、新たに社会保険へ加入した場合や退職により保険証を返還した場合、保険証の内容に変更があった場合にもすぐに届出をしてください。)

- ・同じ病気やけがで2か所以上の医療機関にかかることは、原則として認められません。
- ・できるだけ近くの医療機関を受診してください。
- ・医療機関から処方される医薬品については、原則として後発医薬品(ジェネリック医薬品)を使用してください。
- ・医師からメガネやコルセットなどの治療材料が必要と指示があった場合は、作成前に地区担当員へ連絡してください。
- ・急病などで医療機関を受診するときは、受付で「生活保護を受けている」ことを伝え、受診後、必ず福祉事務所に連絡をしてください。
- ・施術(柔道整復、あん摩、マッサージ、はり、きゅう)を希望する場合は、受診する前に必ず福祉事務所に相談してください。

ほごひ しきゅう 保護費の支給について

まいつきいつか
▶生活保護の支給日は毎月5日です。

ただし、5日が土・日、祝日の場合は、前日の金融機関営業日になります。



うと かた
▶受け取り方

原則として、初回のみ福祉事務所(茅野市役所社会福祉課13番の窓口)で現金での支払いとなりますが、2回目以降は口座振込となります。
窓口での受け取りの場合には、印鑑が必要です。

せいかつ ほ ご りようちゅう しえん 生活保護利用中の支援

福祉事務所では生活保護が開始されると、生活の維持・向上を図り、自立した生活がおくれるよう地区担当員がお手伝いしていきます。

自立した生活とは、

・日常生活の自立

自分で自分の健康や生活管理が行える

・社会生活の自立

社会とのつながりにより地域社会の一員として充実した生活が送れる

・経済的自立

自分で収入を得ることにより生活が送れる

▶地区担当員（ケースワーカー）とは

地区担当員は、生活保護を利用する方が抱える悩みや問題、課題について、一緒に考え、解決に向けてお手伝いをします。また、定期的に自宅を訪問し、日常生活の様子や健康状態などを確認します。

また、お仕事や家計のことについても、専門の相談員といっしょにお手伝いします。

▶就労支援

就労支援員は、一緒にお仕事を探すお手伝いをしています。また、すぐに仕事をするのが難しい方や不安な方には、就労に向けた準備支援もしています。

▶家計改善支援

自立した生活に向けて、収支バランスを見直し、生活費をやりくりできるよう、家計改善支援員がお手伝いをしています。

▶民生委員

民生委員は、それぞれの地域で生活に困っている方の相談にのってくれます。相談内容を他の人に話すことはありませんので、安心してご相談ください。

相談・連絡先

生活保護の内容にわからないことがありましたら、地区担当員におたずねください。

あなたの地区担当員（ケースワーカー）は、

です。

せいかつ ほ こ けつてい つぎ てつづ おこな
生活保護が決定したら次の手続きを 行 い ます。

☐ こくみんけんこうほけんしょう ふくしいうひじゅきゅうしゃしょう へんかん
国民健康保険証や福祉医療費受給者証などの返還

☐ こくみんねんきんほけんりょうめんじょしんせい
国民年金保険料免除申請

☐ じりつ しえんいりょうきさいじこうへんこう しきゅうにんていへんこう
自立支援医療記載事項変更および支給認定変更

☐ じゅしんりょうめんじょしんせい
NHK受信料免除申請

☐ し けんみんぜいげんめん
市県民税減免

☐ こていしさんぜいげんめん
固定資産税減免

☐ けいじどうしゃぜいげんめん ほゆう みと ばあい
軽自動車税減免（保有が認められた場合のみ）

☐ ほいくりょうげんめん
保育料減免

☐ こうえいじゅうたくやちんげんめん
公営住宅家賃減免

☐

☐

☐

